

那須塩原市単独補助金等審査会設置要綱

告示第116号

平成21年6月11日

(設置)

第1条 那須塩原市が単独で交付する各種補助金等（以下「補助金」という。）が、社会情勢や市民ニーズに照らし、真に適正なものであるかどうかを審査するため、那須塩原市単独補助金等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(委員)

第2条 審査会に5人以内の委員を置く。

- 2 識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び職務代行者)

第3条 審査会に委員長及び委員長の職務を代行する委員（以下「職務代行者」という。）各1人を置く。

- 2 委員長及び職務代行者の選出は、委員の互選による。
- 3 委員長及び職務代行者の任期は、委員の任期による。

(会議)

第4条 委員長は、審査会の会議の議長となる。

(審査項目)

第5条 審査会は、次に掲げる項目について審査するものとする。

- (1) 補助金の適格性に関すること。

- (2) 補助金の目標達成度の評価に関すること。
- (3) 補助金の交付見直しの方向性に関すること。
- (4) その他補助金の審査に関すること。

(審査結果の報告)

第6条 審査会は補助金の審査結果に基づき、次の区分により報告するものとする。

- (1) 継続すべきもの
- (2) 改善すべきもの
- (3) 減額すべきもの
- (4) 廃止すべきもの

2 補助金の審査結果は、文書をもって市長に報告するものとする。

(関係職員等の出席)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会に関する庶務は、総務部財政課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度、委員長が会議に諮って決定する。

附 則

この告示は、平成21年6月15日から施行する。